

経営形態の見直しに伴い、阿伎留病院組合は阿伎留病院企業団に生まれ変わります



公立阿伎留医療センター

このことを目的に、阿伎留病院組合は、8月1日から経営形態を見直し、地方公営企業法の「一部適用」から「全部適用」へ移行しました。

これに伴い、病院経営に広範な権限と責任を持つ企業長が構成市町村長(あきる野市・日出町・檜原村)の任命により設置され、荒川泰行企業長が就任した外、名称も新たに「阿伎留病院組合」から「阿伎留病院企業団」に改められました。

地域の中核病院として、安定した経営を維持しながら、変化する医療環境や多様化する医療ニーズなどに迅速かつ柔軟に対応していくために、経営責任の明確化を図り、これまで以上に効果的・効率的な病院運営や職員意識改革、経営健全化を図

防災行政無線を用いた全国一斉の緊急情報の伝達試験を実施します



全国瞬時警報システム(ALEERT)を利用して国から送られてくる、緊急地震速報や国民保護に関する情報などを、

義務教育就学児医療費助成制度(マル乳)と乳幼児医療費助成制度(マル乳)の申請はお済みですか

義務教育就学児医療費助成制度(マル乳)の該当者判定の所得対象が10月1日から平成24年中の所得になります。所得制限額を超過していたため9月まで義務教育就学児医療費助成制度を受けられなかった方も該当になる場合があります。所得が制限額を超えていない方は窓口で申請してください。

乳幼児医療費助成制度(マル乳)は、所得制限がありませんので、マル乳の医療証をお持ちでない方は窓口で申請してください。義務教育就学児医療費助成制度(マル乳)の医療証(負担者番号80137490)か、ひとり親家庭等医療費助成(マル乳)の医療証(負担者番号8

9月15日(日)から21日(土)までは「老人週間」です
～9月15日は老人の日～



毎年9月の第3月曜日となる「敬老の日」とは別に、老人福祉法で9月15日が「老人の日」と定められ、この日から21日までの1週間が「老人週間」とされています。老人週間に係る市の事業 町内会・自治会敬老行事:各町内会・自治会では、多年に

度(マル乳)と乳幼児医療費助成制度(マル乳)の医療証を現在お持ちの方で、10月1日以降も引き続き該当する場合は、9月未だに新しい医療証が送付されますので、新たに申請する必要はありません。

対象者 乳幼児医療費助成制度(マル乳): 小学校就学前の乳幼児 義務教育就学児医療費助成制度(マル乳): 小学校1年生から中学校3年生までの義務教育就学年齢の子どもで、父か母(どちらか高い方)の所得が表の所得制限額を超えていない方 生活保護を受給している方、心身障害者医療費助成(マル乳)の医療証(負担者番号80137490)か、ひとり親家庭等医療費助成(マル乳)の医療証(負担者番号8

1137499)をお持ちの方については対象となりません。現在受けている制度を引き続きご利用ください。助成内容など 乳幼児医療費助成制度(マル乳): 医療機関にかかった際の保険診療の自己負担額を全額助成します。

義務教育就学児医療費助成制度(マル乳): 入院、調剤、訪問看護の保険診療(医療費分)の自己負担分を全額助成します。通院(柔道整復等の施術を含む)に係る医療費(通院1回あたり)の自己負担分は、200円が上限になります。食事療養標準負担額を除く申請に必要なものは、健康保険証「児童と保護者(父母)のもの」平成25年度課税証明書(平成

表 義務教育就学児医療費助成制度所得制限額

扶養人数	所得制限額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人以上	1人増すごとに38万円を加算します。

条件により所得から控除できる金額があります。

10月1日現在で「住宅土地・統計調査」を実施します



この調査は、国民の住戸と土地の保有状況、その他住戸に住まいの世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を明らかにすることにより、住生活に関するさまざまな施策のための基礎資料を得ることを目的に実施します。

対象 市内の無作為に選ばれた地域の住戸にお住まいの世帯の方 調査方法 準備調査として、9月上旬以降に対象地域にお住まいの世帯を調査員が訪問し、お知らせの用紙を配布します。9月下旬に対象となる世帯を再度訪問し、調査票をお配りします。10月1日以降に調査員が回収に向います。

問合せ 総務課庶務係 戸倉財産区会館の取り壊しと貸し出し 終了のお知らせ

施設の老朽化に伴い、戸倉財産区会館を取り壊します。会館の貸し出しは、9月30日(月)をもって終了します。工事期間中は、近隣の皆さんにご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。問合せ 契約管財課契約管財係

わたり社会に尽くされてきた高齢者の方々に敬意と、長寿を祝う意味から各地域で敬老行事を行います。市では、その経費に対して一部を助成しています。最高齢者と100歳到達者訪問事業: 市内の最高齢者(市内最高齢者、在宅の男性最高齢者、在宅の女性最高齢者の合計3人)に、市長が家庭などを訪問して長寿のお祝いをします。また、今年度中(4月1日から平成26年3月31日まで)に100歳になられる20人の方(8月15日現在)に対して、職員が各家庭などを訪問して100歳のお祝いをします。年間を通じて市が実施している事業 高齢者の方々が住みなれた地域で安心して生活できるように、年間を通じて次のような支援をしています。

各種見守り事業: 新聞配達、郵便配達、ごみ収集、乳酸菌飲料配達時の見守り事業と防災・安心地域委員会による見守り事業 高齢者緊急通報システム事業: 慢性疾患などで常時注意が必要な高齢者が家庭内で緊急事態に陥ったとき、ペンダントなどで東京消防庁などが通報を受けて救助を行います。高齢者おむつ等給付事業: 3か月以上おむつなどを使用している要支援1から要介護5の高齢者に対して月額5千円を限度としておむつを給付します。高齢者配食サービス事業: 在宅で食事の調理が困難な高齢者に対して、栄養のバランスがとれた昼食を1食500円で提供します。問合せ 高齢者支援課高齢者支援係

弁護士による「無料法律相談会」

相続、離婚など、法律に関する問題を、気軽に弁護士にご相談ください。日時 9月18日(水) 午後3時30分～6時40分 場所 市民相談室(市役所1階) 費用 無料 定員 5人(1人30分、申込み順) 主催 日本司法支援センター 東京地方事務所多摩支部(法テラス多摩)、東京三弁護士会多摩支部 申込み方法 9月4日(水)午前8時30分から電話で申し込んでください。申込み・問合せ 市民課市民相談窓口係(直通558・1216)